平成２４年（フ）第１２３９号
東京都中野区上高田３丁目32―９―304
債務者　高野　克敏
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０号
東京都世田谷区代田４丁目10―12―103
債務者　高橋麻衣子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５１号
東京都品川区小山台１丁目９―10
債務者　益戸喜代美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７７号
東京都目黒区目黒本町５丁目14―13―203
債務者　佐藤　充子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７９号
東京都墨田区太平１丁目12―１―８
債務者　出戸　弘之
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０号
埼玉県川越市大字古谷上6083―７　Ｎ―１棟301号室
債務者　齋藤理津子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１号
埼玉県川口市東領家３丁目７―３―101
債務者　岩切ひろ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８２号
埼玉県三郷市彦成４丁目４―10―205
債務者　樋口　英喜
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４号
東京都八王子市左入町414―１　八王子荘
債務者　小山　富司
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８５号
東京都府中市分梅町５丁目27―１―203
債務者　南　　善之
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６号
東京都府中市分梅町５丁目27―１―203
債務者　南　　純子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８号
埼玉県八潮市八潮７丁目10―７
債務者　冨田　佳子（旧姓松浦・和田）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８９号
東京都大田区矢口３丁目２―７―202
債務者　小川　　猛
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０号
東京都町田市小山田桜台２丁目５―24―101
債務者　駒井　一男
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６号
東京都八王子市上柚木３丁目16―３―312
債務者　三谷　公三
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部